

日本獣医師会雑誌投稿規程の一部改正について

このたび日本獣医師会雑誌について、①海外獣医師の研修事業等、本会の取組みを国内外への周知等の推進、②依頼原稿の円滑な推進を目的に、下記のとおり「日本獣医師会雑誌投稿規程」が一部改正されましたので、お知らせします（平成29年4月1日施行）。

記

日本獣医師会雑誌投稿規程の一部改正に伴い留意すべき主な事項

(1) 執筆要領（第5条）

日本獣医師会雑誌における英文の投稿は、日本獣医師会雑誌投稿規程に基づき（日本獣医師会学会学術誌投稿規程第7条（執筆要領）に準ずる）原則として認められていないが、本会が行う海外獣医師向け国内研修等事業の研修生からの報告書の投稿は、本会の取組みを国内外に周知することが期待できるほか、今後、海外からの有用な情報を掲載できるよう英文での投稿を認めることとする。

(2) 著作権（第9条）

日本獣医師会雑誌に掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する（日本獣医師会雑誌編集等規程第6条）とされているが、今後、依頼原稿の円滑な掲載推進のため、依頼原稿における図表等の所有権については、著者からその帰属等に要望がある際は、個別に協議することとする。

改正部分詳細については、別記の新旧対象表及び新たな規程を参照してください（変更箇所は下線部です）。

日本獣医師会雑誌投稿規程の新旧対照表

平成29年2月

改正条文	現行条文
<p>日本獣医師会雑誌投稿規程</p> <p>(略)</p> <p>(執筆要領)</p> <p>第5条 投稿原稿の執筆要領は、原則として日本獣医師会学会学術誌投稿規程第7条（執筆要領）に準ずるものとする。<u>ただし、学会学術誌を除き、英文での投稿を認める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(著作権及び引用・転載)</p> <p>第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。<u>ただし、依頼原稿の際、著者及び著者の所属機関等が所有する図表等について、著者からその帰属等に要望がある際は、個別に協議することとする。</u></p>	<p>日本獣医師会雑誌投稿規程</p> <p>(略)</p> <p>(執筆要領)</p> <p>第5条 投稿原稿の執筆要領は、原則として日本獣医師会学会学術誌投稿規程第7条（執筆要領）に準ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(著作権及び引用・転載)</p> <p>第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。</p>

改正条文	現行条文
<p>(略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 12 月 19 日, 日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正)</p> <p>1 この規程は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する.</p> <p>附 則 (平成 29 年 2 月 28 日, 日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正)</p> <p>1 この規程は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する.</p>	<p>(略)</p>